

地方裁判所に借地権譲渡許可を 申し立てましょう。

は借地権の割合が6～7割と高く、土地所有者に気の毒な面がありますね（割合は国税庁のホームページで閲覧できます）。地主の立場からすれば、変な業者に借地権を譲渡されると、後で変な人に転貸されたり、あるいは大家に高額で売却を迫つたり、どんな嫌がらせをするか読めず、それは嫌でしょう。でもご相談者からすれば、ちゃんとした値段で売りたいですよね。地代も払ってきたし、建築費用もかかってたし、いろいろ元手がかからっているのですから。

勤めをされて、お子さまの教育を立派にされて、親孝行の娘さんが育つて、素晴らしいと思いまます。行くところはご相談者ご自身の出身地の近くだそうで、古くからのお友達もいて、良いですよね。UターンあるいはIターン、東京で働けるうちは働いて、老後は地方でというのは素晴らしい人生選択だと思いま。

地裁の借地非証保は、借地権讓渡許可申し立てを起こすとよいですよ。大家が許可しないなら、その代わりに裁判所が許可してくれ、大家に払うべき承諾料（借地権価格の10パーセントが慣例）を決めてくれます。もしく大家がご相談者の建物と土地借地権を自分で譲り受けたいと申し出れば（「介入権」といいます）、そちらが優先されますが、対価はいくらが相当か、きつちり出してくれます。裁判所から任命された不動産鑑定士、弁護士、有識者3人で組む鑑定委員

現地に行つた上で、いろいろなことも調べて適正価格を算出しますので、ご安心ください。

ちなみに、私ごとで恐縮ですが、弁護士になつて6期12年務めた家裁調停委員をこの3月で辞め、1月からこの鑑定委員を務めています。

申し立て後から結論が出るまで半年程度だと思います。きれいに身辺整理をした上で、新しい生活に旅立てる 것을祈っています。

A photograph of a two-story house with a green exterior and a tiled roof. The house features a balcony on the upper level and a small entrance area on the ground level. The sky is clear and blue.

借地権を適正価格で
譲渡したいのですが…。

家のことでご相談です。

た。この間海外留学させた息子

良い具合に話を持つてきた不動

に答へます

佐々木知子の 法律相談



佐々木知子
ささきともこ

弁護士
帝京大学法学部教授